

**水道管路地理情報システム構築及び保守更新業務
プロポーザル実施要領**

春日那珂川水道企業団

1 業務目的

本業務は、春日那珂川水道企業団（以下「企業団」という。）が業務委託で実施する水道管路地理情報システム構築及び保守更新業務に適用するものとし、企業団が所有する水道管路管理上のデータ資源を有効活用して、効率的な管理と継続的な運用、市民サービスの質的向上を目指すことを実現するために新たなシステムの構築を行うものである。

2 事業内容

- (1) 業務名 水道管路地理情報システム構築及び保守更新業務
- (2) 業務内容 別紙「水道管路地理情報システム構築業務 仕様書」及び「水道管路地理情報システム保守更新業務 仕様書」
- (3) 履行期限 契約締結日の翌日から令和11年3月31日
(水道管路地理情報システム構築業務は、令和6年3月31日まで)
- (4) 予定価格 50,019,200円（消費税及び地方消費税を含む。）

3 選定方法

業者選定は、公募型プロポーザル方式によるものとし、システム選定方法は、本システムの実務に応じた内容や性能を考慮した場合、経済性だけで選定を行うのは適さないため、企画及び技術の提案を受け、書類選考で選抜された者によるプレゼンテーションを行い、意欲及び実績、能力等を総合的に評価し、春日那珂川水道企業団水道管路地理情報システム構築及び保守更新業務業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）により契約候補者を選定する。

4 参加資格

- (1) 春日那珂川水道企業団の競争入札参加資格の登録業者として資格を有しており、かつ、春日那珂川水道企業団指名停止等措置要綱に基づく指名停止措置（以下「指名停止」という。）期間中でないこと。なお、指名停止期間中でないこととは、公告日から落札者決定の日までの期間についていうものである。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申し立て又は民事再生法に基づく再生手続きの申し立てがなされている者でないこと。
- (3) 法人格を有し、当該法人単体であること。（下請け又は共同企業体、業務提携は認めない。）
- (4) 会社更生法第17条に基づく更生手続又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続中の者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びこれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (6) 全国水道事業者に対して過去に現在給水人口15万人以上の自社システム保守及び更新を除く同様（新規構築又は他社からの再構築）の導入実績が、平成25年4月以降3件以上で、且つ運用上の円滑な保守を目的とする為、給水人口規模に関係なく九州圏内においても同様の導入実績（令和5年4月1日現在において保守又は更新等の実績）が2つ以上あること。
- (7) 本業務は水道における専門知識とコンサルティング能力を必要とする為、本業務を遂行する担当部門において、技術士（水道部門 又は 上下水道部門）を取得した人材を管理技術者

とすること。

- (8) 品質マネジメントシステム(ISO/9001)の認証を取得済みであること。
- (9) 情報セキュリティマネジメントシステム(ISO/IEC27001)の認証を取得済みであること。
- (10) 環境マネジメントシステム(ISO/14001)の認証を取得済みであること。
- (11) アセットマネジメントシステム(ISO/55001)の認証を取得済みであること。
- (12) クラウドサービスセキュリティ(ISO/27017)の認証を取得済みであること。
- (13) プライバシーマークの認証を取得済みであること。

※参加資格の基準日は、参加申請書の提出日とする。ただし、参加資格の確認後から契約候補者の決定日までの間に参加資格に関する要件を欠く事態が生じた場合は失格とする。

5 実施スケジュール

No.	年 月 日 (曜日) 時間	内 容
1	令和5年6月1日(木曜日)	募集公告・参加申請及び質疑の受付開始
2	令和5年6月8日(木曜日) 17時	質疑の受付期限
3	令和5年6月14日(水曜日)	質疑の回答日
4	令和5年6月15日(木曜日) 17時	参加申請締切
5	令和5年6月16日(金曜日)	技術提案書の受付開始
6	令和5年6月29日(木曜日) 17時	技術提案書の提出期限
7	令和5年7月12日(水曜日)	プレゼンテーション
8	令和5年7月26日(水曜日)	プロポーザル審査結果通知

(補足) プレゼンテーションの実施日は予定であり、変更する場合がある。

※参加者が多数となった場合は、審査委員会において書類審査を行い、プレゼンテーションを行う者を選抜し、実施する。

6 担当部署

春日那珂川水道企業団 施設課維持係

所在地：〒811-1243 福岡県春日市原町2丁目30番地2

電 話：092-571-7003

FAX：092-574-4988

電子メール：shisetu@kasuga-nakagawa-suido.or.jp

7 質疑及び回答

本要領・仕様書の内容について疑義のある場合は、次により質問書を提出すること。ただし、評価及び選考に関する質問は、一切受け付けないものとする。なお、質問者は「4 参加資格」の要件を満たしている者に限る。

- (1) 質問の提出期限を以下とする。

令和5年6月8日(木曜日) 17時00分まで

- (2) 提出方法

「6 担当部署」へ質問書(様式第5号)により電子メールで提出すること。

(3) 回答

質問に対する回答は、質問書又は参加申請書を提出した者に対して、令和5年6月14日（水曜日）に電子メールにて回答する。ただし、質問又は回答の内容が、質問者に密接に関わる質問については、質問者に対してのみ回答する場合がある。

8 参加申請書の提出

本要領等に基づきプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げるとおりに書類を提出すること。

(1) 提出書類

- ① 参加申請書（様式第1号）
- ② 会社概要書（様式第2号）
- ③ システム導入実績調書（様式第3号）
- ④ 業務実施体制（様式第4号）

※資格証の写しを添付すること（ISO資格証、技術者資格証）

(2) 提出部数

1部

(3) 提出期限

令和5年6月15日（木曜日）17時00分まで。郵送の場合は必着のこと。

(4) 提出方法

「6 担当部署」へ開庁時間内に持参又は郵送（書留）すること。

9 技術提案書の作成

参加者は、以下により技術提案書等を提出すること。

(1) 提出書類

① 技術提案書（様式第6号）

ア 技術提案書の様式は、A4縦長横書き両面を原則とする。（図面等の資料は除く。）

イ 文字サイズは10.5ポイント以上に努め、表紙と目次を除きページ番号を付すること。

ウ 技術提案書本文の用紙枚数は、40ページ以内とする。（A3は2ページ換算とする。）

エ システム機能証明書（別紙）を添付すること。

オ システム機能証明書（別紙）で別途の開発費用がある場合は、技術提案見積書（様式第7号）に計上すること。

② 見積書（様式第7号）

内訳書（任意様式）を準備し、見積額の合計が予定額を超えないこと。また、見積額には令和6年度から5年間の保守更新費用を含む金額とすること。

③ 技術提案書は、以下の構成で全てファイルに綴じ込んで提出すること。

- ・技術提案書（本文）
- ・システム機能証明書（別紙）
- ・見積書（様式第7号）（任意の内訳書を含む。）

④ 技術提案書の作成部数は、9部（正本1部、副本8部）とする。（審査は匿名で実施する

ため、技術提案書の副本の作成に当たっては、社名及びロゴを記載しないこと。）

(2) 提出期限

令和5年6月29日（木曜日）17時00分まで。郵送の場合は必着のこと。

(3) 提出方法

「6 担当部署」へ開庁時間内に持参又は郵送（書留）すること。

10 技術提案書及び見積書の構成

(1) 技術提案書（本文）は、以下に示す記載事項に従って作成を行うものとする。

No.	記載事項	内容
1	業務の目的	本業務の位置づけ、基本方針、業務の目的、 取組みなど
2	業務の内容	実施体制、業務範囲や内容、役割分担や責 任範囲、スケジュール、導入・研修など
3	水道管路管理システム機能	システム機能証明書（別紙）
4	システム導入	ソフトウェア及びハードウェア構成
5	システム保守	保守体制、緊急時の対応等
6	将来性（将来提案事項）	データ及びシステムの活用・拡張面

(2) 見積書は、以下に示す項目を含めて作成を行うものとする。

①本業務「水道管路地理情報システム構築業務」

No.	記載事項	内容
1	水道管路地理情報システム ソフトウェア経費	ソフトウェア類、市販背景図費用など
2	水道管路地理情報システム ハードウェア経費	実施体制、業務範囲や内容、役割分担や責 任範囲、スケジュール、導入・研修など
3	水道管路地理情報システム データ移行補正費	計画準備、データ取込み、データ補正、 ファイリング調整、解析モデル構築
4	成果品準備、納入経費	製本、納品、操作研修

②本業務「水道管路地理情報システム保守更新業務」

No.	記載事項	内容
1	水道管路地理情報システム ソフトウェア経費	ソフトウェア類、市販背景図費用など
2	水道管路地理情報システム ハードウェア経費	実施体制、業務範囲や内容、役割分担や責 任範囲、スケジュール、導入・研修など
3	水道管路地理情報システム データ移行補正費	計画準備、データ取込み、データ補正、 ファイリング調整、解析モデル構築
4	成果品準備、納入経費	製本、納品、操作研修

1.1 プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 技術提案書を提出した者について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会において優先候補者を決定する。
- (2) 開催日時は「令和5年7月12日（水曜日）」を予定しているが、変更する場合がある。
- (3) 場所と開催当日の時間は、別途通知を行うものとする。

1.2 プレゼンテーション

- (1) 仕様書及び技術提案書の記載事項に基づいたプレゼンテーションを実施するものとする。
- (2) プレゼンテーションを行う提案者の参加人数は4名までとする。
- (3) プレゼンテーションは60分間とし、以下の時間割で実施する。

No.	プレゼンテーション内容	説明内容	時間
1	本業務説明	企画提案書の内容について、簡潔に説明	15分
2	実機デモンストレーション	水道管路管理システム実機説明	15分
3	質疑応答	本業務に関する質問と回答	30分

- (4) プレゼンテーションに使用する機材は提案者が準備・負担するものとする。ただし、スクリーン及び延長コードについては企業団にて準備するものとする。
- (5) プレゼンテーション時に、本提案に関わる新たな資料提示は認めないものとする。ただし、上記(3) No.1の説明時に、技術提案書の内容を別途のパワーポイントに集約することを認める。

1.3 評価方法及び評価基準

- (1) 技術提案書等の提出された書類、プレゼンテーションの内容を審査委員会により総合的審査し、本業務に最も適していると認められる優先候補者を選定する。
- (2) 評価項目は別紙「水道管路地理情報システム構築及び保守更新業務 評価基準」による。

1.4 結果の通知

優先候補者が決定された場合は、その結果についてプレゼンテーションに参加した参加者全員に通知するものとする。

1.5 契約

優先候補者が特定された後、速やかに契約金額等の協議を行い合意が得られたら契約となるが、合意が得られなかった場合は、次点の者が交渉権を得るものとする。

1.6 技術提案書の取り扱い

提出された技術提案書の取り扱いは、次の各号による。

- (1) 提出された技術提案書は返却しない。
- (2) 技術提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

- (3) 提出された技術提案書は、審査及び説明の目的に、その写しを作成し使用することができるものとする。
- (4) 提出された技術提案書は、公平性、透明性及び客観性を期すため、公表する場合がある。
- (5) 前号により公表する場合、その写しを作成し使用することができるものとする。

17 結果の公表

審査結果については、後日提案事業者に文書にて通知し、企業団ホームページにおいて公表する。

18 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、参加者は失格とする。

- (1) 参加申請書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (2) 技術提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しない場合。
- (3) 技術提案書の依頼条件に適合しない場合。
- (4) 虚偽の内容が記載されている場合。
- (5) 参加申請書提出期限から契約までの間に企業団から指名停止措置を受けた場合。
- (6) 関係者に技術提案書作成に対する援助を直接的、間接的に求めた場合。

19 その他

- (1) 業務内容の詳細は本実施要領と仕様書によるものとし、説明会は行わないものとする。
- (2) プロポーザルに参加する費用は、すべて提案事業者の負担とする。
- (3) 提出書類は、返却しない。
- (4) 提出書類は日本語を用いるものとし、通貨は日本円とする。
- (5) プロポーザルの提出書類に虚偽の記載をし、失格とされた場合、そのものに対して企業団の指名停止措置を行うことがある。